

## A D R の現状の課題と今後の拡充・活性化について

2002年4月15日

田島恵一（全国一般労働組合）

### ・ A D R の現状とその問題点

(1) とくに、労働組合あるいは働くものの立場から、関係の深い A D R について。

都道府県単位の労働委員会及び中央労働委員会

都道府県労働局の紛争調整委員会

都道府県における労政事務所および自治体による労働相談事業

(2) A D R 活用の有用性と問題点

#### イ、労働委員会

簡易、迅速、廉価...を特徴とし、その活用がはかられているが、

実際には迅速性が失われつつある。

迅速性が失われている主たる要因

- ・ 実効確保がはかられていない
- ・ 特に労働委員会制度は、法で規定された公的機関であり、公労使三者構成という整備された条件を備えていながら、行政訴訟によって実質的に五審制となっている。
- ・ 解決にむけて労使の真摯な姿勢がなければ実効性が失われ“無力化”する現実。  
公労使三者構成による解決機能の維持と課題
- ・ 簡易、廉価も長期化するなかで、その特長が失われつつある。

#### ロ、個別紛争処理

労働委員会制度が団体間紛争処理を中心にすすめてきたが、個別紛争案件がひろがるなかで、労働委員会、労働局紛争調整委員会での個別案件処理および都道府県及び地方自治体による労働相談事業（労政事務所）等での紛争処理について

公的機関による解決機能の役割と評価

個別紛争における当該労働者の意識構造と救済（やり場のない憤り・・・）

専門家からのアドバイス（広い問題意識）もポイント

解決不能な場合には、即裁判所でなく労働組合との連携

## ・ A D R の拡充・活性化に向けて

- (1) 簡易、迅速、廉価を担保する実効性を確保することが重要。
- (2) そのため「互酬的解決」の前提は、法違反があればそれを正す権能の重要性  
「三方一両損」のみの発想には疑問
- (3) 公労使三者構成の有用性をもっと活かすことが必要
- (4) 個別紛争処理においても、三者構成が検討されるべき課題
- (5) 労使紛争処理における専門家の育成とその役割
- (6) 三要件（簡易、迅速、廉価）を確保するためにも、とりわけ労働委員会制度  
においては五審制を改善し、中央労働委員会から行政訴訟の場合は高裁への道を
- (7) A D R での解決不調の場合に、当事者支援制度を公的に保障する施策を  
例、大阪府豊中市の支援制度など
- (8) A D R での解決不調の場合での労働組合（産別や地方組織）の役割との関係も重要